

39 微小粒子状物質（PM_{2.5}）及び光化学オキシダント対策の推進について

（環境省）

【内容】

- (1) PM_{2.5}については、自治体が行う監視体制の整備に対して財政支援を講ずること。
- (2) PM_{2.5}及び光化学オキシダントについて、広域的な高濃度現象等の発生機構や、多岐にわたる発生源の実態等の解明を行い、環境基準の達成及び健康影響の未然防止に向けた効果的な原因物質削減対策の推進を図ること。
- (3) PM_{2.5}及び光化学オキシダントについては、国内発生源だけでなく、大陸からの越境大気汚染の影響も示唆されていることから、共同研究や技術協力により関係国と連携した取組を行うなど効果的な対策を進めること。

（背景）

- PM_{2.5}は、浮遊粒子状物質（SPM）に比べ粒径が2.5μm以下と小さいため、より健康への影響が懸念される。そのリスク低減を図り、更なる健康の保護を目指すため、その効果的な削減対策が急務となっている。
- 平成26年2月26日には日本海側の地域を中心に広域的に高濃度が観測され、北陸地方としては初となる注意喚起がなされるとともに、本県においても平成26年3月18日に県内で初となる注意喚起情報を尾張区域と西三河区域に発令したところである。
- PM_{2.5}の監視体制は、全体で国の整備目標1,265局に対し、859局（平成25年度末）と目標の約6割程度にとどまっており、より正確な注意喚起情報の発令に備えるためにも、実態把握のための監視体制の整備が必要である。
- PM_{2.5}及び光化学オキシダントについては、広域的な高濃度現象などの発生機構が十分に解明されておらず、効果的な原因物質の対策が示されていないことから、環境基準の達成率は極めて低い状況にある。
- また、国の専門家会合などで大陸からの越境汚染の影響も示唆されているが、効果的な削減対策が進んでいない状況にある。
- こうしたことから、環境基準の早期達成及び健康影響の未然防止に向けて、これらの物質の発生機構の解明、原因物質削減対策への積極的な取組などが必要である。

(参 考)

◇ 本県におけるPM_{2.5}の環境基準達成率の状況

		年 度	23	24	25
一般局※	年度末測定局数		8	18	38
	有効測定局数		3	15	20
	達成測定局数		0	6	2
	達成率 (%)		0	40	10
自排局※	年度末測定局数		4	7	15
	有効測定局数		1	7	12
	達成測定局数		0	1	0
	達成率 (%)		0	14	0

注 23年度から常時監視を開始している。

※ 一般局：一般環境大気汚染測定局の略。自排局以外の大気汚染測定局。

※ 自排局：自動車排出ガス測定局の略。自動車排出ガスによる大気汚染の影響を受けやすい区域の大気状況の常時監視を目的に設置された測定局。

◇ 本県における光化学オキシダントの環境基準達成率の推移

		年 度	21	22	23	24	25
一般局	有効測定局数		67	62	62	62	62
	達成測定局数		0	0	0	0	0
	達成率 (%)		0	0	0	0	0
自排局	有効測定局数		9	11	11	11	11
	達成測定局数		0	0	0	0	0
	達成率 (%)		0	0	0	0	0

◇ 本県における光化学オキシダントの年平均値の経年変化

